

# 住宅宿泊事業法（民泊新法） に関する説明会



平成30年6月15日から住宅宿泊事業法が施行されることに伴い、鳥取市では住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、「鳥取市民泊適正運営要綱」及び「鳥取市民泊事業のガイドライン」を策定しました。

このたび、住宅宿泊事業を予定・検討されている方を対象とした説明会を開催します。

○日時：平成30年6月27日（水）  
午後2時から午後3時まで

○場所：鳥取県東部庁舎4階 401会議室  
（鳥取市立川町六丁目176）

○定員：30名

○内容：鳥取市民泊適正運営要綱及びガイドラインの説明、  
届出にあたっての注意点 等

○申込み方法：事前申込み不要（当日参加可）

## 【お問い合わせ先】

鳥取市環境下水道部環境局環境・循環推進課

電話：0857-20-3672

メール：kankyojunkan@city.tottori.lg.jp